

## 講座受講及び受験規約

この講座受講及び受験規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ファミワン(以下「当社」といいます。)が主催するすべての講座(以下「本講座」といいます。)及びすべての試験(以下「本試験」といいます。)に関する権利義務を定めるものです。本講座の受講を希望される方は、本規約の内容をよく読んで、十分に理解したうえで、本規約に同意のうえお申してください。本規約に同意しない場合、本講座に申し込ただくことはできません。本講座に申し込んだ時点で、本規約に同意したものとみなされます。

### 第1条(受講契約の成立)

1. 本講座の受講契約(以下「受講契約」といいます。)は、以下の条件を満たした場合に、本講座を主催する当社と本講座に申込をしたお客様(以下「申込者」といいます。)との間で成立します(受講契約が成立し、その当事者となった申込者を、以下「受講者」といいます。)

- (1) 申込者が、当社が定める申込手続きに従って、本講座の申込をしたこと
- (2) 申込者が、納付期限までに、本講座の受講料(以下「受講料」といいます。)を支払ったこと
- (3) 当社が、本講座の定員、受講資格、その他の必要事項を確認のうえ、申込を承諾したこと
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと
- (5) その他当社が適切と判断した場合

2. 後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、当社は、前項の申込の承諾を取り消すことができます。当社は、本項の措置により申込者に損害が発生した場合でも一切の責任を負わないものとします。

### 第2条(受講申込)

1. 受講者は、本講座への申込を当社指定の方法により行うものとします。
2. 前項の申込手続の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約または申込書の記入事項等について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は受講者の責任とし、当社は責任を負いません。

### 第3条(受講申込の承諾)

1. 当社は受講希望者より、当社が定める手続きによって受講申込を受けたとき、当該内容を審査の上、審査に合格した受講者に対して、本講座の受講を諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メールにて通知するものとします。
2. 当社と受講者間の受講契約は、当社が前項の通知をした時点で有効に成立し、受講者は、本規約の定めに従い受講者たる資格(以下「受講資格」という)を取得するものとします。
3. 当社は、受講申込者から選考結果に関する理由の開示を求められた場合であっても、選考基準や選考内容の詳細については開示いたしません。

### 第4条(受講資格要件)

1. 受講者は、当社によって本講座に受講資格要件の定めがある場合は、この要件を満たしたうえで受講するものとし、受講中当該資格要件を維持するものとします。
2. 受講資格要件として国家資格の保有者であることが挙げられた場合には、資格保有者であることを保証するものとし、申込時に国家資格の所持を証明するものを提示します。

### 第5条(受講資格の中断・中止)

受講者が以下の項目に該当する場合、当社は事前に通知することなく、直ちに受講契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他、受講者として不適切と当社が判断した場合

#### 第6条(受講料及び支払方法)

1. 受講者は、当社がWEB等で掲載する受講料金を、当社が発行した請求書または支払方法に関するメールもしくは書面の内容に従い、当社が指定する期日までに、当社指定の方法にて支払うものとします。手数料等は受講者の負担とします。

2. 受講料は、以下のいずれかの方法により支払うことができます。

##### (1) クレジットカード決済

受講者が受講料金の支払方法としてクレジット決済を選択する場合、各カード会社の引き落とし日に受講料金は引き落とされます。

##### (2) ApplePay、GooglePay、その他当社が指定する方法

##### (3) 分割払い

受講者が受講料金の支払方法としてクレジットカードの分割払いを選択する場合、分割回数、各回の支払金額、支払期日、分割手数料等は、各カード会社の規定に従うものとします。なお、分割払いの場合、受講者の責めに帰すべき事由により支払いが遅延した場合、当社は残金の一括払いを請求できるものとします。

3. 領収書は各カード会社および各サービスの利用明細をもって代えるものとします。

4. 受講者が、第1項の支払い、次条のキャンセル料の支払いその他本規約に関連して受講者が当社に支払うべき債務の支払いを遅滞した場合、受講者は年14.6%(365日日割計算)に基づく遅延損害金を、本来支払うべき金額と共に当社に対して支払うものとします。

#### 第7条(解約とキャンセル料)

申込者及び受講者は、以下のキャンセル料を支払うことで受講契約の申込の撤回又は締結された受講契約を解約(以下「キャンセル」といいます。)することができます。なお、キャンセルの意思表示は、当社が別途指定する方法によって行うものとし、かかる方法によるキャンセルの意思表示が当社に到達した時点で効力を生じるものとします。ただし、受講料が100,000円以下の本講座に関しては、いかなる理由があっても受講料支払い後のキャンセルおよび返金はできません。

(1) 本講座の開始日の3日前までにキャンセルの意思表示があった場合、受講料の50%をキャンセル料とします。

(2) 本講座の開始日の2日前から開始時間の24時間前までにキャンセルの意思表示があった場合、受講料の70%をキャンセル料とします。

(3) 本講座の開始時間の24時間前以降にキャンセルの意思表示があった場合又はキャンセルの意思表示なく欠席した場合、受講料の100%をキャンセル料とし、受講料の返金はできません。

#### 第8条(受講料の返金)

本規約に別段の定めのある場合を除き、お支払い頂いた受講料は返金できません。

#### 第9条(講座の振替)

受講者がやむを得ない事情により本講座に出席できない場合、当社は、その裁量により、別の日程で開催される同一の内容の本講座への出席を認めることがあります。本項の規定は、当社が他の本講座への振り替えを確約するものではありません。

#### 第10条(講座開催の中止)

当社は、以下のいずれかの場合、事前に(ただし、やむを得ない場合は事後速やかに)受講者に通知することにより、開催前又は開催中の本講座について、当該本講座の申込時にご案内した開催日時、開催場所、開催方法等を変更し、又はこれを一時中断若しくは中止することができるものとします。本条に定める措置により受講者に何らかの損害(延期された日程に出席できない場合又は終了時間の遅延により本講座を早退せざるを得ない場合を含みます。)が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 受講者が最少催行人数に達しない場合

(2) 本講座の講師(以下「講師」といいます)に事故、病気、慶弔時が生じた場合

(3) オンラインで講座を開催する際、理由を問わず通信に不具合が生じた場合

(4) 天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由が発生した場合

(5) その他、当社がやむを得ないと判断した場合

#### 第11条(オンライン講座)

1. 受講者は、本講座をオンラインで受講する場合(当該講座を以下「オンライン講座」といいます。)、次に掲げる事項を遵守する必要があります。なおオンライン講座はすべての講座で行われるものではなく、当社および講師の裁量により開催の有無、開催時期、開催期間を決められるものです。

(1) 受講者は、当社または講師が指示したものを事前に準備しておくこと。

(2) オンライン講座の受講前に所定のレクチャー講座(オンラインツールの使い方等)の受講を必須としている場合、受講者都合により受講しなかった場合の不利益に対して当社は一切の責任を負わないものとします。なお事前に動画を視聴することとされている場合も同様です。

(3) 途中退席はしないこと(当社または講師が許可する場合を除きます。)

(4) 受講時は、本名で参加し顔出しをすること。

(5) パソコンを使用し受講すること(当社または講師が許可する場合を除きます。)。イヤホンまたはヘッドセット等を使用し、対面講座と同様に講師と受講者のコミュニケーションが円滑にはかれる環境を整えること。

(6) オンライン講座の録音、録画、撮影、ダウンロード等をしないこと。

(7) オンライン講座に関するURL、ID、パスワード等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者と共有、第三者への開示、貸与、譲渡等をしないこと。

(8) 申込者である受講者以外の者はオンライン講座に同席させないこと。

(9) 受講期限が設定されている場合は、期限までに受講すること。

(10) 他人の名誉を毀損したり、わいせつ、暴力、その他不適切な内容を送信または掲載する行為を行わないこと。

(11) 有害なコンピュータープログラムなどを送信しないまたは書き込まないこと。

(12) オンライン講座に関するネットワークまたはシステム等への不正アクセスを試みる行為、その他当社の運営を妨害するおそれのある行為を行わないこと。

(13) オンライン講座に関するネットワークまたはシステム等へ過度な負担をかけないこと。

(14) その他、当社および講師の指示に従うこと。

2. オンライン講座を受講するためのインターネット接続やシステム等の設備および受講するために必要となる道具(筆記用具、パソコン、タブレット、スマートフォン、イヤホンまたはヘッドセット等)は受講者の費用負担と責任で調達するものとします。

3. 前項の設備等の不具合または道具の不準備により、オンライン講座の受講に支障が生じたとしても、当社はそのことに関して一切の責任を負わないものとします。

#### 第12条(受講修了・資格の認定)

1. 本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした受講者のみ受講修了となり、資格認定試験の受験資格が与えられます。(すべての受講修了となり、本認定試験の受験資格が与えられその当事者となった受講者を、以下「本受験者」といいます。)
2. 資格認定試験が資格の認定に関する講座である場合、受講修了後、試験合格等の当社が別途定める要件を満たした場合にはじめて、その資格認定がなされます。(資格認定試験を受験し、当社が定めた合格基準に達し、資格認定された本受験者を、以下「本認定者」といいます。)

#### 第13条(本受験者の義務)

1. 本受験者は本試験の利用に当たり、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本試験及び本試験関係者の著作権またはその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為。
  - (2) 他の受験者、もしくは本試験及び本試験関係者の財産またはプライバシーを侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為。
  - (3) 上記(1)(2)の他、他受験者、もしくは本試験及び本試験管理者に不利益又は損害を与える行為。および与える恐れのある行為。
  - (4) 本試験の運営を妨げるような行為、誹謗するような行為。
  - (5) ID、パスワード、メールアドレスおよび、これに伴う個人情報を登録する際偽造や虚偽の登録をする行為、または登録した内容を不正に使用する行為。
  - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラム及びデータを本試験を通じて又は本試験に関連使用もしくは提供する行為。
  - (7) その他、法令に違反または違反する恐れのある行為。
  - (8) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 本受験者は、本試験の利用により本試験及び本試験管理者または第三者が損害を被ったときかかる損害を賠償するものとします。
3. 上記の各項に該当する受験者の行為によって、本試験および本試験管理者または第三者に損害が生じた場合受験者の資格を喪失した後であっても、受験者はすべての法的責任を負うものとし本試験及び本試験管理者に迷惑をかけないものとします。

#### 第14条(認定者の権利)

1. 当社は、本認定者に対し、当社との業務委託契約を締結する場合があります。なお、業務委託契約の内容については、別途締結する業務委託基本契約書に定めるものとします。本項の規定は、当社が本認定者と業務委託契約を締結することを確約するものではありません。
2. 本認定者が、当社を通じて知り得た企業その他の第三者と、当社を介さずに直接業務委託契約等を締結する場合、当社は当該契約に関して一切の関与および責任を負わないものとします。

#### 第15条(権利帰属)

1. 受講者に提供されるテキスト、その他、本講座に関するあらゆる資料・情報(以下「講座コンテンツ」といいます。)に関する著作権、その他一切の権利は当社に帰属します。
2. 受講者は、当社の事前の書面に依る承諾なく、本講座を受講する目的以外の目的で講座コンテンツを使用してはならず、かつ、講座コンテンツを複製、改変、翻訳、譲渡、貸与、頒布、公衆送信、転載、転用等してはなりません。
3. 受講者は、講座コンテンツを第三者に閲覧させ、または第三者と共有してはなりません。
4. 受講者が前各項に違反した場合、当社は受講者に対し、講座コンテンツの使用差止め、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとします。

#### 第16条(受講者情報の取扱い)

1. 本講座による受講者情報の取扱いについては、当社で定めるプライバシーポリシー(<https://famione.co.jp/privacy/>)によるものとし、受講者は当該プライバシーポリシーに従って本講座が受講者情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. 当社は、受講者情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、本講座の裁量で、利用及び公開することができるものとし、受講者はこれに異議を唱えないものとします。
3. 当社は、本講座内容の撮影及び録音を行い、資料、パンフレット又は販促物として、本講座のホームページ等の関連媒体へ掲載あるいは販売を行う場合がありますが、受講者はこれに異議を唱えないものとします。

#### 第17条(秘密保持)

受講者は、本講座の内容、その他本講座の受講を通じて知った当社の技術上又は営業上の情報並びに他者の個人情報及びプライバシー情報を厳に秘密として保持し、これらの情報を使用し、又は第三者に開示又は漏洩してはなりません。本条の規定は、本講座終了後も有効に存続するものとします。

#### 第18条(禁止事項)

1. 受講者は、次に掲げる事項を行ってはなりません。
  - (1) 他の受講者に対する、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、連鎖販売取引への勧誘、宗教活動への勧誘、その他の勧誘又は営業行為
  - (2) 本講座の録音、録画、撮影、スクリーンショット(別途当社が許可する場合を除きます。)
  - (3) 他の受講者に対する嫌がらせ、その他の迷惑行為
  - (4) 当社に対する虚偽の申告、当社の指示に反する行為、その他、本講座の運営を妨げる行為
  - (5) 当社の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
  - (6) 当社、講師、他の受講者、その他の関係者の名誉又は信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為、その他、当社の活動を不当に妨害する行為
  - (7) 本規約、法令又は公序良俗に反する行為
  - (8) その他、当社が不適切と認める行為
2. 受講者が前項の禁止事項に違反した場合、当社は、受講者の受講資格及び/又は認定資格を取り消すことができます。なお、受講資格又は認定された資格が取消された場合であっても、受講料の返金はなされません。また、当社は、前項の禁止事項に違反した受講者が将来、本講座に申込を行った場合、かかる申込を承諾しないことができます。当社は、本項に定める措置により受講者に損害が発生した場合でも、一切の責任を追わないものとします。

#### 第19条(委託)

当社は、当社の裁量により、講師その他の第三者に対し、本講座に関する業務を委託することができるものとします。

#### 第20条(譲渡禁止等)

1. 受講者は、当社が別途書面により承諾する場合を除き、受講契約に基づきいかなる権利(本講座を受講する権利を含みますが、これに限られません。)も、第三者に譲渡し、又は相続させることはできません。
2. 当社が、本講座に関する事業を第三者に譲渡したときは、当社は、当該事業譲渡に伴い、本規約に基づく契約上の地位、権利及び義務並びに申込者の情報その他の申込者に関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、申込者は、予めこれに同意するものとします。

#### 第21条(損害賠償)

1. 受講者が、本講座に起因または関連して当社講師、他の受講者、その他の関係者に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を賠償するものとします。
2. 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

#### 第22条(非保証・免責)

1. 当社は、本講座について、その完全性、有用性、正確性、最新性、真実性について、明示的にも黙示的にも一切保証しません。
2. 受講者が、当社の責めに帰すべき事由により何らかの損害を被った場合であっても、当社は、当社の軽過失により賠償義務を負う場合でも、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害について、現実を受領した受講料の額を上限として賠償する責任を負うにとどまり、間接損害、特別損害、偶発損害、遺失利益について賠償する責任を負いません。

#### 第23条(本規約の改定)

1. 当社は以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約(受講料に関する事項を含みます。以下本条において同じ。)を随時改定することがあります。なお、この場合には、申込者の利用条件その他本規約の内容には、改定後の利用規約が適用されます。
  - (1)本規約の改定が申込者の一般の利益に適合するとき
  - (2)本規約の改定が、本規約の目的に反するものではなく、かつ改定の必要性、改定後の利用規約の内容の相当性及び合理性があるとき
2. 当社は、前項の改定を行う場合は、少なくとも30日の予告期間において、改定後の利用規約の内容及び改定の効力発生日を申込者に通知するものとし、当該予告期間の満了日の経過をもって、本規約の改定の効果が生じるものとします。

#### 第24条(管轄合意)

本講座又は本規約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第25条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

#### 附則

##### 第1条(施行期日)

この規程は、2025年4月30日に施行する。

##### 第2条(改正)

1. この規程は、2025年12月15日に改正する。